

第 2 3 期文化審議会著作権分科会政策小委員会における主な意見

I 論点に対する審議の前提として出た主な意見

- ✓ 著作権分科会政策小委員会では、特に、デジタルプラットフォームにおけるコンテンツ利用への移行が進んでおり、かつ、その中で様々な課題が指摘されている音楽分野を念頭に置きつつ、論点について検討を進めたが、例えば、音楽分野におけるコンテンツの流通に際しての特殊性等も踏まえ、他の分野においても汎用性がある検討となるように留意するべきではないか。
- ✓ 検討を進めるにあたり、政府全体のデジタルプラットフォームに関する政策としては、デジタルプラットフォーム取引透明化法が令和 2 年に成立しているほか、総務省においては、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会において、プラットフォーム事業者が果たすべき役割の在り方を含めて議論が行われている。また、EU においては、DSM 著作権指令のほか、2022 年には欧州デジタルサービス法（いわゆる DSA）、欧州デジタル市場法（いわゆる DMA）も発効している。関係者からのヒアリング、国民意識に関する調査の実施状況とともに、こうした関連分野や諸外国の状況や動き等も踏まえた検討とするべきではないか。
- ✓ 論点に対する取組の方向性として検討する際に、著作権法だけでなく他の法律も含めた対応、また、法律以外にも様々な解決手段があることも念頭に置くべきではないか。そうした多様な解決手段が存在すること自体が、当事者同士の可能性を拡げ、発展的なものとする可能性もあるのではないか。
- ✓ ユーザーアップロード型のデジタルプラットフォームにおいて著作権等を侵害するコンテンツが投稿され、それについて削除も権利管理ツールを活用した対価還元もなされない場合、権利者は対価還元の機会そのものを逸する反面、投稿者やプラットフォーム事業者は広告収入を得ることもありうる。侵害コンテンツ対策の必要性や緊急性を踏まえても、こうした課題も契約に基づく対価還元と表裏をなすものとして踏まえつつ、検討を進めるべきではないか。特に、広告収入を得ていることに関する責任についても併せて検討するべきではないか。
- ✓ デジタルプラットフォームは、コンテンツ利用の状況を変化させるだけでなく、場所や時間を超えてコンテンツにアクセスする機会を増やすことなどによりコンテンツ市場そのものの拡大に寄与しているという積極的な側面も大いにある。そうした側面も十分に踏まえながら、論点の検討を行うべきではないか。また、著作権等管理事業者がプラットフォーム事業者と締結する包括的利用許諾契約の役割や意義、デジタルプラットフォームと権利者が共にコンテンツ市場そのものの新たな開拓や活躍の機会の拡大等に資する活動を行っていく関係性を構築する可能性等についても念頭に、検討を進める必要があるのではないか。

- ✓ 取引の透明性、対価の妥当性・公平性、適切な競争関係という3つの視点について、これらを独立して検討していくというよりも、それらの前提として総合的に取引の透明性を確保することが重要であることを踏まえつつ、検討を進めるべきではないか。

2 各論点に対する主な意見

○取引の透明性について

- ✓ 取引の透明性を確保する際には、何が中核的な情報となりうるか、どの情報を公開することが対価還元の文脈で不可欠なのかの特定及びそれらの情報をどう表現することが取引の透明性に資するののかという検討も併せて行うことが必要ではないか。
- ✓ 透明性の確保の範囲については、少なくとも分配に関する透明性等の直接的に対価に関係するもの以外に、例えば、権利管理ツールの仕組み、削除要請の窓口や削除手続きの明確化等のコンテンツモデレーションに関する情報やレコメンデーション機能等サービス関連業務全般に関する情報をどのように考えるか等、対価還元の文脈を越えて、将来にわたるコンテンツの利用と流通の好循環の最大化に資する「透明性」とは何か、それも含めて確保していくべきかについても検討すべきではないか。
- ✓ 取引の透明性の確保を追い求めるあまり、利用者の負担の増加やユーザーアップロード型のデジタルプラットフォームを利用する際の足枷とならないような留意も必要ではないか。
- ✓ プラットフォーム事業者がコンテンツ提供の場を提供し、広告収入を得ている者としての責任を持つという意味でも、取引の条件や収益の仕組みに係る透明化を促進する方策として、少なくとも対価還元の文脈で不可欠な情報について、定期的かつ精緻な開示が必要となるのではないか。
- ✓ 権利管理ツールの活用やコンテンツモデレーションの過程においては、自動判定等の技術も多く活用されると考えられるところ、そうした技術を活用する際の誤りや誤解をできるだけ少なくする方向に技術を活用するべく関係者が関与・協働していくことが期待されるのではないか。
- ✓ 著作権等管理事業者が行うプラットフォーム事業者との包括的利用許諾契約の内容が権利者にとって不透明であるとの指摘に対しては、著作権等管理事業者によっては、プラットフォーム事業者から承諾を得て権利者向けに必要な情報を開示する、プラットフォーム事業者との間の契約条件等に関する説明会の開催等の方法により権利者への説明責任を果たしている例もある。著作権等管理事業者とプラットフォーム事業者の包括的利用許諾契約について、両者の自主的な姿勢として、開示できる情報を増やしていくために両者が交渉を継続することが必要では

ないか。

- ✓ 著作権等管理事業者がプラットフォーム事業者と結ぶ包括的利用許諾契約の内容が、権利者にとって透明であるためには、プラットフォーム事業者が、秘密保持に係る事項の範囲を限定する、情報提供の方法を工夫するといった一定の協力が必要となるのではないか。
- ✓ 著作権等管理事業者は、使用料規程で定める使用料を上限として、個別の協議を経て利用者と契約する額で徴収を行っている。使用料規程は、直接的には利用者の円滑な利用に資するために設けられたものであるだけでなく、委託者である権利者にとっては委託事務の処理の内容を意味するという点においても一定の役割を果たしている。プラットフォーム事業者が提供する各種サービスについて使用料規程のうちどの条項が適用されているかを明らかにすることは、少なくとも、委託者である権利者が当該情報を求めた際には必要ではないか。また、対価の妥当性・公平性の視点からも、著作権等管理事業者は、使用料規程が適切かどうかをも併せて継続的に検討するべきではないか。
- ✓ 著作権等管理事業者も時としてプラットフォーム事業者と類似の課題を持ちうる場合があることも踏まえ、著作権等管理事業者の説明責任や使用料規程の役割について改善を促進していくことが必要ではないか。
- ✓ DSM 著作権指令第 19 条においては、著作者及び実演家は、定期的に、その権利をライセンスした者等から、その著作物の利用方法や生じた収入等に関する情報が取得できることを保証すべき旨の規定（透明性義務）を設けている。サービスの形態に応じた透明性の確保の在り方が検討されることが必要であるものの、総論として、例えば、プラットフォーム事業者の収入に関する報告等の著作権等管理事業者であってもその正確性を担保しきれない情報もあり、取引の透明性に資する情報の自主的かつ積極的な開示に際して、様々な角度から、様々な場面で、様々な主体との対話の場を持つことが必要ではないか。そしてそれは取引の透明性だけでなく、適切な競争関係も含めた課題解決のための自主的、自律的な関係性の構築にもつながると期待できるのではないか。

○対価の妥当性・公平性について

- ✓ 透明性の確保により事前に必要な情報やデータを把握し、相場となる対価のイメージを形成し、契約当事者間で「対価の妥当性・公平性」は何かということを具体的に共有できることが、双方が公正に交渉する前提としても必要ではないか。
- ✓ 対価の妥当性・公平性のためであっても、透明性を過度に追い求めることは、利用者の負担の増加やユーザーアップロード型のデジタルプラットフォームを利用する際の足枷となり得ることに加え、権利者と利用者双方にとっての分かりやすさを損ない、取引の迅速性や効率性を阻害することにもつながりかねないことに

も留意するべきではないか。

- ✓ ユーザーアップロード型のデジタルプラットフォームにおいて、権利管理ツールの活用及びその活用範囲の拡大等の方法により対価還元を高めることも方策ではないか。
- ✓ 侵害コンテンツが投稿され、それについて削除も権利管理ツールを活用した対価還元もなされない場合、権利者が対価還元を逸する反面、投稿者やプラットフォーム事業者が広告収入を得る不当さに鑑み、プラットフォーム事業者の中には、侵害コンテンツに対する広告収入を遮断する対応をしている例もある。プラットフォーム事業者においては、そうした収入を得ることができる者の責任として、権利管理ツールを活用できない場面や活用できない分野における対価還元の在り方や本来得られるはずの利益の損失をどう考えるかについて主体的な検討を総合的に行うことが期待されるのではないか。(再掲)

利用者が適切な対価還元をしたくないという趣旨ではなく、効率的ではない、煩雑であるという理由でユーザーアップロード型のデジタルプラットフォームにおいて権利侵害をしてしまっている、若しくは正規版を見つけられないという理由で侵害コンテンツを享受してしまっている可能性があるという指摘もある。利用者が権利侵害しない利用方法を容易に選択できる仕組みの構築とともに正規版の流通の促進も併せて行うことが必要であり、プラットフォーム事業者だけでなく、関係者の総合的な取組み等を通じた、コンテンツ及びコンテンツ市場そのものの適正化や発展と並行した対価還元の機会の拡大が期待されるのではないか。

- ✓ DSM 著作権指令第 17 条においては、一定の条件の下でプラットフォーム事業者を著作物等の利用主体とみなすこととされており、これによりプラットフォーム事業者は利用許諾契約の締結に向けた義務や、侵害コンテンツに対応する責任を負うこととなっている。この規範を日本に取り入れていくことも方策の一つではないか。
- ✓ DSM 著作権指令第 18 条においては、著作者及び実演家は適正かつ比例的な報酬を受け取る権利があることを保証すべき旨の規定を設けている。取引の透明性によって必要な情報やデータを把握でき、適切な競争関係によって双方が公正に交渉できることにより確保される対価の妥当性・公平性は、関連分野の法令やその趣旨も踏まえた対応であることが必要であり、関連分野の法令等も含めた総合的な対応によりコンテンツ市場全体が適正化され、結果として対価の妥当性・公平性が確保されていくことが必要ではないか。
- ✓ 著作権契約法での解決を望む声もあるが、契約法的アプローチ以外にも様々な方法があるところ、DSM 著作権指令は、取引の透明性、対価の妥当性・公平性について権利者の視点で見て有効な法令だったと言えるか、当該指令により市場や慣行等がどのように変化したかといった効果検証も踏まえて、対価の妥当性・公平性

を実現する手段として何が適当か検討を行うべきではないか。

- ✓ 対価の妥当性・公平性については、コンテンツの取引や契約関係とともに、その背景にある日本のコンテンツ市場や業界の慣行、実演家の育成プロセスやマネジメント契約等の環境も大きく影響を与えていると考えられるため、そうした点も含めた総合的な検討が必要なのではないか。
- ✓ DSM 著作権指令第 18 条においては、著作者及び実演家が適正かつ比例的な報酬を受け取る権利があることを保証すべきとしているが、比例的であることが必ずしも「適正」でない場合もあること、また、対価の妥当性・公平性を考えるに際し、新しく出てきた利用方法にどう対応するかも含めて検討していくべきではないか。

○適切な競争関係について

- ✓ DSM 著作権指令第 17 条では、プラットフォーム事業者を一定の要件の下で著作物の利用主体とみなすことによりその責任を強化するというアプローチが取られている。こうした考え方に肯定的な意見がある一方、法令で措置する場合、利用主体や行為者の捉え方、利益や損失の所在等の議論も想定すると、行為論そのものに関する議論を重ねる間に守るべき対価が薄れてしまう可能性もあるのではないか。
- ✓ 適切な競争関係から乖離しやすい属性を持つデジタルプラットフォームにおいては、事後的に法令で行為規制を課す方法よりも、事前に自主的なガイドライン等でコンプライアンスと権利の保護の両立を図る手法が有効なのではないか。また複層的な手法を組み合わせるべきであるという指摘もある。適切な競争関係を確保するために、その性質を踏まえたプラットフォーム事業者の責任として、プラットフォーム事業者が自主的に利用主体「的な」役割を果たすことを通じた適切な競争関係が確保されることが望まれるのではないか。
- ✓ プラットフォーム事業者が自主的に行う利用主体「的な」取組は、権利者にとって対価還元の機会が拡大するほか、プラットフォーム事業者にとっても、コンテンツ及びコンテンツ市場そのものの適正化を通じて当該サービスが質の高いコンテンツ提供の場であるという信頼を高める等の積極的な側面があることも踏まえ、日々変化する技術や侵害コンテンツに係る状況等にも対応したプラットフォーム事業者の自主的な取組を通じた責任が果たされることが期待されるのではないか。
- ✓ 権利者がプラットフォーム事業者と交渉を行うことについて、「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」（令和 5 年 9 月 公正取引委員会）及びこれに関するヒアリングを例にとると、契約に定める許諾料に不満があるニュースメディア事業者のうち約 50%が、具体的な交渉材料がないと主張している一方で、ニュースポータル事業者側は、情報開示に係る具体的な要望があれば必要な範囲で検討したいと説明したとされている。インディーズレーベルのための世界的な

デジタル権利管理団体 Merlin の例も参考に、権利者が他の権利者と共同して、プラットフォーム事業者に対して対価の算定根拠を確認するためのデータの開示要請を行うこと等も効果的な方法であると考えられるのではないか。

- ✓ 著作権等管理事業者も時としてプラットフォーム事業者と類似の課題を持ちうる場合がある一方で、著作権等管理事業者は権利の委託を受けた者として多くの権利者を代理／代表しているという意味で、個別の権利者と比して大きな交渉力を持つ主体になりうる。集中管理を高めること等も通して、著作権等管理事業者がプラットフォーム事業者と対等な交渉主体となる可能性を模索することもありうるのではないか。
- ✓ 様々な取組を行ってもなお適切な競争関係の確保に疑義が残る場合には、権利者が著作物等の利用から対価を得るためにはデジタルプラットフォームという場を選択せざるを得ない状況にあるという特にユーザーアップロード型のデジタルプラットフォーム特有の課題、権利者とプラットフォーム事業者との間に著作権等管理事業者が存在するという構造等も踏まえた競争状況の評価を行うことも考えられるのではないか。

○関連する諸制度の在り方について

・私的録音録画補償金制度について

- ✓ 私的録音録画補償金制度の今後の在り方については、全体的なコンテンツ利用の実態に占める私的複製の現状、利用者の意向、機器を通じた補償金徴収に係る社会的な理解、海外の権利者に対する分配や他国における私的複製からの分配その他国際的な著作権制度との調和等を踏まえ、望ましい対価還元の在り方について新規指定の場合の見込み等も含めてさらに検討を重ねるべきではないか。

・レコード演奏・伝達権について

- ✓ 現在、BGM配信事業者は、既にレコード会社に演奏・伝達されることを前提とした使用料を支払っているという認識を持っている可能性もあるという。これまで支払っていた費用は何かを明確にするとともに、関係者も含めて著作権や著作隣接権に関する正しい知識を持った人ばかりではない中、新しい権利を導入するに際しては、権利者及び利用者双方が、正しい知識に基づいて判断できるような周知・啓発活動が必要ではないか。
- ✓ コンテンツの提供の在り方がストリーミング形式へと変遷していることの影響を受け、例えば、デジタルプラットフォームの利用規約においては私的利用に限ることが求められているにも関わらず、そうした利用条件の範囲を超えて店舗等においてデジタルプラットフォームの提供する音楽を利用している実態もある。店舗等が利用規約を認識せずに利用している場合も考えられるため、レコード演奏・伝達権を導入する場合には、直接的な関係者に限定せず、広く一般的なコン

テンツ利用に関するリテラシーの向上が必須の前提となるのではないか。

- ✓ 権利の導入について関係者の理解を得られたとしても、現状、実演家及びレコード製作者が具体的な徴収手段を持っていないことも、権利を導入する際の検討要素とすべきであるという意見もあった。権利を導入した場合に、具体的にどのように徴収して、どのように分配するかについて、その効率性や正確性も含めて検討がない限り、レコード演奏・伝達権を導入することの是非を議論することはできないのではないか。
- ✓ 徴収した使用料を適切に分配するためには、個々の利用の実態について楽曲ごとに精緻な把握が必要であるところ、どのようにすれば分配に関する情報を把握することが可能か、その透明性をどのように確保するかについても併せて検討することが必要である。
- ✓ レコード演奏・伝達権の導入を検討するとしても、段階的な導入、一定規模以下の施設は徴収しない等の方法も考えられるのではないか。
- ✓ レコード演奏・伝達権を実現する際に国際収支で見ると支出が多くなってしまう状況にあるというが、こうした点は、楽曲の海外展開戦略等の著作権施策以外にも密接に関連した我が国の文化政策の在り方そのものも含めた総合的な対応が必要である。対価還元の在り方を検討する際には、そうした関連施策も含めてどのように総合的な対応が可能かについても併せて検討するべきではないか。

・その他について

- ✓ グローバルにサービスを展開するデジタルプラットフォームについては、例えばEUにおいて求められる規制を踏まえて、サービスの仕様等を修正する場合や公表する情報の範囲を変更する場合等には、求められる規制の対象国以外のサービスにおいても当該規制に従ったサービスの展開やそうした規制に対応した修正や変更等に関する情報が開示される可能性はないか。また、グローバルなデジタルプラットフォームにおいては、そうしたサービスの展開や情報の開示が期待されるのではないか。
- ✓ DXにより既存の創作・流通・利用システムから転換を図ることは、権利者から見ればコンテンツを利用者に届ける手段が拡がり、次なる創作の原資となる収益を増大させ、新たな創作の機会を増やすとともに、利用者から見ればコンテンツに触れる機会が増えることにつながる。権利侵害の多様化や複層化とともに、知らない間に侵害コンテンツを享受してしまうという一般利用者もいるだろうことから、潜在的な利用者も含めたコンテンツ利用に関するリテラシーの向上が必須ではないか。そして、そうした点も含めて、プラットフォーム事業者は、その場を提供していることに伴う一定の責任があるのではないか。
- ✓ 適切な対価還元を得るためには、権利者としても、コンテンツを発信する際に利

用条件を明らかにするほか、権利者情報として多言語でタイトルを付す等の権利の特定に資する情報も併せて発信する等の対価還元を受けやすくする配慮や工夫を行うことが期待されるのではないか。

- ✓ 権利者に関する情報の集約・集積も効果的だろう。文化庁においても、分野横断権利情報検索システムの構築に向けた検討を進めており、こうした取組は、デジタル環境での大量で複合的な著作物等の流通に係る対価還元を図るための情報基盤として必須のものとなるのではないか。
- ✓ 適切な対価還元について取組を進める際に、実効性があることは必要であり重要であることは論を待たない一方、実効性や事後的な行為規制を精緻に検討しているうちに対価の価値が低減すること、仕組みを整えたもののそれを活用しない方が利益を得られてしまうこと、また、対価還元することそのものにコストがかかってしまうこと、対価還元の機会を高めるための方策が逆に利用を阻害することもありうる。瞬発力を持って取組を進めることはもちろん、目的を見失わないような実質的な実現という視点も必要ではないか。